

個人情報ファイルの名称	軽自動車税賦課情報ファイル	
行政機関等の名称	北秋田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の課税に利用	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 課税年度、6 通知書番号、7 納税告知年月日、8 税額、9 納期限、10 課税区分、11 標識番号（登録番号）、12 取得年月日、13 廃車年月日、14 車名、15 車体番号（車台番号）、16 型式、17 総排気量又は定格出力、18 リース車両区分、19 主たる定置場、20 標識再発行理由区分、21 標識再発行年月日、22 標識返納区分、23 車両異動区分、24 車両異動年月日、25 減免申請年月日、26 個人番号、27 初度検査年月、28 重課判定区分、29 軽課判定区分	
記録範囲	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の納税義務者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、本人から提出される軽自動車税申告書、軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書、軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、軽自動車税減免申請書又は地方公共団体情報提供システム（J-LIS）から提供される情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）北秋田市総務部総務課	
	（所在地）〒018-3392 秋田県北秋田市花園町 1 9 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施無し）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施無し）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施無し）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施無し）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	

備考	
----	--

作成日（又は最終修正日）：令和8年4月1日